

第3章 行 動 計 画

この章では、これまでの旧市町村の取り組みや、本年2月に実施した「男女共同参画に関する実態調査」の集計・分析結果をもとに、5つの基本目標ごとに「現状と課題」を整理し、その課題を解決するための「基本施策」を掲げ、その施策に基づいて『どのような事業』を『どこの部署』が『いつまで』に実施するかを示した「行動計画」を記載しています。

これにより、事業の主体性を明確にするとともに、計画の実効性を高めようとするものです。

行動計画の記載例

■ 行動計画では、基本施策の項目ごとに次のように一覧表示しています。

①男女が協力しともに責任を担える家庭を築きます

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
ア. 家事を労働としてとらえ、正しく評価できるシステムを整えます							
*	家族経営協定の啓発と導入の推進 【家族経営協定数:56組⇒76組】	農政課	○	→	→	→	→

- ↑
 - ↑
 - ↑
 - ↑
 - ↑
- ・「→」は、継続して推進することを表しています。
- ・「○」は、当該年度に実施することを表しています。
- ・主に担当する部署を記載しています。
- ・施策の内容を記載しています。
- 【 】内は、施策の中で目標を示せる部分について、「現状」と「目標」を次のように記載しています。
- 【目標となる事項：平成18年4月の現状 ⇒ 平成22年度の目標】
- ・「*」は、他の部門の施策としても掲載していることを表しています。

家族・家庭

自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

現状と課題

家庭は人間形成の出発点であり、そこで育まれた意識は将来にわたって人間としての意識をかたちづくることとなります。そのため、男女共同参画のための法や制度、社会環境がどれだけ整っても、家庭において意識的にそれらを考え行動する下地を育てなければ、「男は仕事、女は家庭」といった慣習による固定的な性別役割分担意識*は残ってしまいます。

私たちが暮らしていくうえで最も身近な家族・家庭の中から、男女の性別による固定的な観念を取り除くことは、男女共同参画社会*を実現するためにとっても大切なことです。

しかし、今日の人々の価値観の多様化に伴い、家族・家庭を取り巻く状況は変化し続け、核家族化や高齢者の一人暮らしの増加や、社会経済の変化に伴う共働きの夫婦が多くなっています。特に子どもや高齢者、要介護者のいる家庭では、女性への負担が大きくなっているのが現状です。

これは、これまでの長い慣習から、「男は仕事、女は家庭」という意識が根強く残っているため、その傾向は男性や年齢が高くなるにつれて強くなっていますが、女性の約3割の方も「家事は女性の仕事」と考えていることがアンケートの結果に現れており、女性の社会参画を妨げる要因にもなっています。

また、横手市では農業における女性の家族従事者が多くなっていますが、女性の労働に対する評価が低いほか女性名義の財産が少ないなど、女性の地位が低く見られがちです。そのことがDV（ドメスティック・バイレンス）*を受けた場合でも、誰にも相談できずに我慢したりあきらめたりしてしまう人が多い原因になっているものと思われます。

家族がそれぞれの多様な生き方を認め合い、自立と信頼によって家族間に協力関係をつくり、男女が協力してともに責任を担える家庭を築くため、あらゆる機会をとらえて男女共同参画意識の醸成や家庭における役割分担意識の改善を図る必要があります。また、家族・家庭が変化する社会に適合し、男女がともに協力して家事を分担できるよう、仕事と家庭生活の両立支援や育児・介護支援、潜在していると思われるDV*の実態把握と被害者の支援など、円満な家庭生活が送れるよう働きかけていく必要があります。

基本施策

- ①男女が協力しともに責任を担える家庭を築きます
 - ア. 家事を労働としてとらえ、正しく評価できるシステムを整えます
 - イ. 家族・家庭が社会の変化に適応していくため、男女の意識改革を進めます
 - ウ. 子どもを生き育てやすい環境をつくるため、各種支援体制を整備します

- ②多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます
 - ア. 性別による固定的な役割分担意識*を見直す機会を提供します
 - イ. 誰もが参加しやすい学習機会の提供に努めます

- ③自立と信頼に基づく協力関係を築きます
 - ア. 要介護者や障害者とその家族を地域全体で支えあう体制づくりを推進します
 - イ. 家族のコミュニケーションの時間を増やすため、労働環境の整備を企業に働きかけます
 - ウ. DV*の根絶に向け、関係機関との連携を図ります*

行動計画

①男女が協力しともに責任を担える家庭を築きます

施策の内容と行動計画		担当部署	実施年度				
			H18	H19	H20	H21	H22
ア. 家事を労働としてとらえ、正しく評価できるシステムを整えます							
*	家族経営協定*の啓発と導入の推進 【家族経営協定数:56組⇒76組】	農政課	○	→	→	→	→
*	生活実態調査の実施	男女共同参画推進室		○			
	家事評価パターンの作成・提示	男女共同参画推進室			○		

第3章 行動計画【家族・家庭】

施策の内容と行動計画	担当部署	実施年度				
		H18	H19	H20	H21	H22
イ. 家族・家庭が社会の変化に適応していくため、男女の意識改革を進めます						
* 「男女共同参画ガイドブック(仮称)」を作成し、各種講座等で活用	男女共同参画推進室		○	→	→	→
性別にこだわらない家事、育児、介護への参加意識啓発	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→
性別や年代に応じた意識啓発の推進	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→
* 市報やホームページによる意識啓発と情報の発信	男女共同参画推進室 秘書広報課	○	→	→	→	→
男女共同参画に関する「キャッチコピー」等の公募	男女共同参画推進室		○			
ウ. 子どもを生き育てやすい環境をつくるため、各種支援体制を整備します						
* 一時・乳児・障害児・延長保育などの特別保育事業の充実 【延長保育実施箇所数:22ヶ所⇒24ヶ所】 【一時保育実施箇所数:22ヶ所⇒23ヶ所】	子育て支援課		○	→	→	→
* 学童保育などの放課後児童対策の充実 【放課後児童クラブ実施箇所数:17ヶ所⇒22ヶ所】	子育て支援課	○	→	→	→	→
* 子育て支援グループへの情報提供と活動の場の提供 【子育て支援総合コーディネーター:未設置⇒設置】	子育て支援課		○	→	→	→
* 育児サークルの育成とネットワーク化 【子育て支援ネットワーク協議会:未設置⇒設置】	子育て支援課		○	→	→	→
* 子どもの遊び場の整備	子育て支援課	○	→	→	→	→
高校生、大学生等に対する奨学金制度の充実	学校教育課	○	→	→	→	→
医療費受給制度の充実	国保年金課	○	→	→	→	→

②多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます

施策の内容と行動計画	担当部署	実施年度				
		H18	H19	H20	H21	H22
ア. 性別による固定的な役割分担意識*を見直す機会を提供します						
男性の家事、育児、介護等家庭生活支援のための学習会開催	男女共同参画推進室 福祉事務所	○	→	→	→	→
* 男女がともに参加できるフォーラム等の開催	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→
消費者モニター制度への男性の参加促進	商工労働課			○	→	→

施策の内容と行動計画	担当部署	実施年度				
		H18	H19	H20	H21	H22
イ. 誰もが参加しやすい学習機会の提供に努めます						
地域単位での学習会等の開催	生涯学習課 地域振興課	○	→	→	→	→
* 参加対象者に応じた時間帯、場所の設定	すべての部署	○	→	→	→	→
* 各種行事での託児の実施	すべての部署	○	→	→	→	→

③自立と信頼に基づく協力関係を築きます

施策の内容と行動計画	担当部署	実施年度				
		H18	H19	H20	H21	H22
ア. 要介護者や障害者とその家族を地域全体で支えあう体制づくりを推進します						
介護者の悩み相談窓口の設置	高齢ふれあい課	○	→	→	→	→
介護者のための技術講習会の開催	高齢ふれあい課	○	→	→	→	→
家族介護者のための交流事業の開催	高齢ふれあい課	○	→	→	→	→
イ. 家族のコミュニケーションの時間を増やすため、労働環境の整備を企業に働きかけます						
* 事業主に対する仕事と家庭の両立支援制度の周知徹底	商工労働課	○	→	→	→	→
* 育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	○	→	→	→	→
男性従業員の育児休業取得の促進	商工労働課	○	→	→	→	→
ウ. DV*の根絶に向け、関係機関との連携を図ります						
広報活動と相談窓口の周知	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→
各地域局への電話相談窓口の設置	男女共同参画推進室 地域振興課	○				
女性相談所、警察署などの関係機関との連携	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→
関係機関・関係者によるDV*防止ネットワークの構築	男女共同参画推進室		○			
関係者の知識向上のためのDV*防止学習会の開催	男女共同参画推進室	○	→	→	→	→